

弁護士に訴訟事件を依頼する契約書

依頼者を甲とし、受任弁護士法人 弁護士法人ワンピース法律事務所 を乙とし次の通り契約する。

- 1 甲は乙に対し、別紙委任状記載の事件処理を委任し、乙はこれを受任する。なお、弁護士の人選は乙が決める。
- 2 甲が乙の責によらない事由で解任し、または無断で事件を取下、放棄、和解等をなし事件を終了させ、もしくは委任事務の遂行を不能ならしめたときは、委任の目的を達したものとみなし、乙はその業務の進捗状況に応じた割合（内容証明発送後みなし成功報酬10%、訴訟又は準備書面作成後30%、勝訴判決後60%、和解直前90%）の成功報酬を請求することができる。
- 3 甲が乙に支払うべき金員を支払わないときには、乙は甲より預かり保管中の金員（保証金、保釈金、相手方より収受した金員等）と相殺し、もしくは事件に関する書類その他の物件を留置することができる。
- 4 着手金は内容証明郵便発送後、弁護士会照会申請後、訴状・告訴状等作成開始又は口座凍結要請後のケースにおいてはいかなる理由においても返還しない。

記

着 手 金 7万7000円(複雑な仮想通貨詐欺案件で乙の事務負担が大きい場合は15万4000円)
刑事告訴費用 11万円
執 行 着 手 8800円

成 功 報 酬 獲得した経済的利益の33%
金銭評価不能条件達成 22万円（仮差押成功・接見禁止契約成功等）
請求額からの減額分の16.5%（被告・相手方・債務者の代理としての受任の場合）

実 費 下記諸費用
印紙代、予納郵券(被告人数×8800円)、裁判関係費用(通常要する費用として原告被告人数×
8800円)

交通費（駅から目的地までの交通費はタクシー代を原則とする通常の費用）、宿泊費（11000円）

内容証明費用 1通 8800円

証明書等 1通 3300円

弁護士会照会 1通 3万3000円 等

日 当 (遠隔地へ行く場合)
往復2時間を超え4時間まで 3万3000円
往復4時間を越える場合 5万5000円

令和 年 月 日

(甲)

住所 _____

氏名 _____ 印

(乙)

住所 東京都豊島区池袋2丁目71番3号ベルスパツィオ池袋3階

氏名 弁護士法人ワンピース法律事務所(法人受任)